

奈良市公報

第 2 7 7 号

平成24年2月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良マーチャントシードセンター条例施行規則を廃止する規則…………… 1
 - 奈良市子ども発達センター条例の施行期日を定める規則…………… 1
 - 奈良市子ども発達センター条例施行規則…………… 1
 - 奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則… 5
- ### 告 示
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出…………… 5
 - 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定…………… 5
 - 新設の事業計画のある道路の指定…………… 5
 - 指定管理者の指定（8件）…………… 5
 - 住居番号の設定…………… 7
 - 放置自転車等の保管…………… 7
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 8
 - 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 8
 - 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 8
 - 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 9
 - 放置自転車等の保管…………… 9
 - 市有財産の公売…………… 9
 - 一般競争入札の実施（2件）…………… 10
 - 放置自転車等の処分…………… 12
 - 放置自転車等の保管…………… 12
 - 平成23年度市・県民税納税通知書の公示送達…………… 12
- ### 教 育 委 員 会
- 定例教育委員会の開催…………… 12
- ### 農 業 委 員 会
- 農地部会の招集…………… 13

規 則

奈良マーチャントシードセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年1月13日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第1号

奈良マーチャントシードセンター条例施行規則を廃止する規則

奈良マーチャントシードセンター条例施行規則（平成3年奈良市規則第23号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年1月13日揭示済）

奈良市子ども発達センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年1月13日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第2号

奈良市子ども発達センター条例の施行期日を定める規則

奈良市子ども発達センター条例（平成23年奈良市条例第23号）の施行期日は、平成24年3月15日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成24年1月13日揭示済）

奈良市子ども発達センター条例施行規則をここに公布する。

平成24年1月13日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第3号

奈良市子ども発達センター条例施行規則（趣旨）

第1条 この規則は、奈良市子ども発達センター条例（平成23年奈良市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定員）

第2条 センターにおいて提供する児童デイサービスの利用の定員は、10人とする。

（利用の申請等）

第3条 条例第5条第1項前段の規定により児童デイサービスの利用承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、子ども発達センター児童デイサービス利用承認申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出するとともに、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を指定管理者に提示しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があったときは、速やかに児童デイサービスの利用の可否を決定し、子ども発達センター児童デイサービス利用承認・不承認通知書（別記

第2号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において、指定管理者は、児童デイサービスの利用を承認したときは、子ども発達センター児童デイサービス利用証(別記第3号様式。以下「利用証」という。)を申請者に交付するものとする。

3 前項の規定による承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、児童デイサービスを利用するときは、利用証を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用の変更)

第4条 利用者は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、子ども発達センター児童デイサービス利用変更承認申請書(別記第4号様式)に利用証その他指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に提出するとともに、受給者証を指定管理者に提示しなければならない。

2 指定管理者は、前項の変更を承認したときは、子ども発達センター児童デイサービス利用変更承認通知書(別記第5号様式)により利用者に通知するものとする。

(利用の中止)

第5条 利用者は、児童デイサービスの利用を中止しようとするときは、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に

関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成24年3月15日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

子ども発達センター児童デイサービス利用承認申請書

年 月 日

(宛先) 指定管理者

申請者 住所
氏名
電話番号

次のとおり子ども発達センター児童デイサービスを利用したいので申請します。

住 所	奈良市
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生 歳
注 意 事 項	1 定員に達している場合は、利用をしばらく待っていただくことがあります。 2 申請に当たって、障害福祉サービス受給者証を提示してください。

第2号様式 (第3条関係)

子ども発達センター児童デイサービス利用承認・不承認通知書

第 年 月 日 号

申請者
住所
氏名

様

指定管理者

㊞

年 月 日付けで申請のあった子ども発達センター児童デイサービスの利用について、次のとおり通知します。

児童デイサービスの利用を承認します。
承認しません。

住 所	奈良市
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生 歳
利 用 年 月 日	年 月 日から
摘 要 (承認に当たって 付する条件、不承認 の場合のその理由 等)	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第3号様式 (第3条関係)

(表)

子ども発達センター児童デイサービス利用証	
住 所	奈良市
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日 生 歳
交付年月日	年 月 日
利用年月日	年 月 日から
	第 号 指 定 管 理 者 ㊞

(裏)

利用上の注意

第5号様式 (第4条関係)

子ども発達センター児童デイサービス利用変更承認通知書

第 年 月 日

申請者
住所
氏名
様
指定管理者

年 月 日付けで申請のあった子ども発達センター児童デイサービスの利用変更について、次のとおり変更を承認します。

住所	奈良市
氏名	
生年月日	年 月 日 生 歳
変更内容	<input type="checkbox"/> 記載事項 () <input type="checkbox"/> 利用に当たっての条件 ()
摘要 (承認に当たって付する条件等)	

第4号様式 (第4条関係)

子ども発達センター児童デイサービス利用変更承認申請書

第 年 月 日

(宛先) 指定管理者
申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で承認された子ども発達センター児童デイサービスの利用について、次のとおり変更したいので申請します。

住所	奈良市
氏名	
生年月日	年 月 日 生 歳
変更内容	<input type="checkbox"/> 記載事項 () <input type="checkbox"/> 利用に当たっての条件 ()
注意事項	1 定員に達している場合は、利用をしばらく待っていただくことがあります。 2 申請に当たって、障害福祉サービス受給者証を提示してください。

(平成24年1月13日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年1月13日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第4号

奈良市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市体育施設条例施行規則(平成20年奈良市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第2号を次のように改める。

(2) 相撲場、球技場(奈良県月ヶ瀬健民運動場に限る。)

又はゲートボール場を独占使用する場合 使用しようとする日の2月前から3日前までの間

附則

この規則は、平成24年2月1日から施行する。

(平成24年1月13日揭示済)

告示

奈良市告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月4日

奈良市長 仲川元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	北野 雅之	北野整骨院(北野 雅之)	奈良県奈良市法蓮町334-1 フォレストヒルズ一条103号	平成23年12月20日
新	北野 雅之	北野整骨院(北野 雅之)	奈良県奈良市法蓮町973-8	

(平成24年1月4日揭示済)

奈良市告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス

事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成24年1月4日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2971400144	奈良県生駒郡平群町信貴山2303-7	グループホームやすらぎ	奈良県生駒郡平群町信貴山2303-6	特定非営利活動法人信貴山やすらぎ会 理事長 田中 眞瑞	平成24年1月1日

(平成24年1月4日揭示済)

奈良市告示第3号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による新設の事業計画のある道路を次のとおり指定したので告示します。

平成24年1月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日
平成24年1月5日
- 2 指定した道路の名称
(1) 大和都市計画事業(奈良国際文化観光都市建設事業) JR奈良駅南特定土地地区画整理事業による事業計画道路 都市計画道路、区画道路24-2号線、区画道路25号線、区画道路27号線及び区画道路28号線
- 3 指定した道路の幅員 16m及び6m
- 4 指定した道路の延長 444m

5 指定した道路の区域 別図のとおり
別図省略

(平成24年1月5日揭示済)

奈良市告示第4号

奈良市ならまちセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市東寺林町38番地
奈良市ならまちセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市ならまちセンター条例第5条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。
- (平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第5号

入江泰吉記念奈良市写真美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高畑町600番地の1
入江泰吉記念奈良市写真美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関する事。
- (4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (5) その他市長が定める事。
- (平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第6号

奈良市音声館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市鳴川町32番地の1
奈良市音声館

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市音声館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市音声館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市音声館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。
- (平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第7号

名勝大乘院庭園文化館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市高畑町1083番地の1
名勝大乘院庭園文化館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高畑町1096番地
株式会社奈良ホテル
代表取締役社長 大橋 幸之助
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市名勝大乘院庭園文化館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 名勝大乘院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 名勝大乘院庭園文化館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。
- (平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第8号

なら100年会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市三条宮前町7番1号

- なら100年会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) なら100年会館条例第3条に規定する事業の実施に関する事
務のこと。
(2) なら100年会館（駐車場を除く。）の使用承認及び使用
制限に関する事
務のこと。
(3) なら100年会館（駐車場を除く。）の施設及び附属設
備の維持管理に関する事
務のこと。
(4) その他市長が定めること。
(平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第9号

奈良市杉岡華郵書道美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市脇戸町3番地
奈良市杉岡華郵書道美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市杉岡華郵書道美術館条例第3条に規定する事業の実施に関する事
務のこと。
(2) 奈良市杉岡華郵書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
務のこと。
(3) その他市長が定めること。
(平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第10号

奈良市美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市二条大路南一丁目3番1号
奈良市美術館

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市美術館条例第3条に規定する事業の実施に関する事
務のこと。
(2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関する事
務のこと。
(3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
務のこと。
(4) その他市長が定めること。
(平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第11号

奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設
奈良市右京一丁目1番地の4
奈良市北部会館市民文化ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
一般財団法人奈良市総合財団
理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市北部会館条例第5条に規定する事業の実施に関する事
務のこと。
(2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用
制限に関する事
務のこと。
(3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備
の維持管理に関する事
務のこと。
(4) その他市長が定めること。
(平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第12号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第13号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年1月6日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市都市整備部都市計画室交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成23年7月22日 奈良市指令都整開 第11A-1001

号

- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成24年1月6日 第1287号
公共施設 平成24年1月6日 第575号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市杏町393番地の1及び394番地の1
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市長 仲川 元庸
 - 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市杏町393番地の1の一部及び394番地の1の一部
 - (2) 下水道
奈良市杏町393番地の1の一部及び394番地の1の一部
- (平成24年1月6日揭示済)

奈良市告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成24年1月10日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
下永 和博		柔道整復	平成23年 12月15日
鍼灸整骨院ゆうとびあ奈良本部（下永和博）	奈良県奈良市学園大和町二丁目84番地		
木藤 秀一		あんま	平成23年 12月15日
鍼灸院ゆうとびあ奈良本部（木藤 秀一）	奈良県奈良市学園大和町二丁目84番地		

(平成24年1月10日揭示済)

奈良市告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月10日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			

名称	主たる事務所の所在地		
エルケア株式会社エルケア奈良富雄ケアセンター	奈良県奈良市富雄元町二丁目3-29上田ビル102号	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成23年12月31日 平成23年12月31日
エルケア株式会社	大阪府大阪市浪速区難波中一丁目10-4		

(平成24年1月10日揭示済)

奈良市告示第17号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成24年1月10日
奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
エンジェルハート	奈良県奈良市南京終町一丁目183番地の22	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年1月1日 平成24年1月1日
エンジェルハート株式会社	奈良県奈良市南京終町一丁目183番地の22		

(平成24年1月10日揭示済)

奈良市告示第18号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成24年1月10日
奈良市長 仲川元庸

以下省略
(平成24年1月10日揭示済)

奈良市告示第19号
市有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により告示します。
平成24年1月10日
奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成24年1月10日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域(自動車1件)

- 入札に付する市有財産物件
以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション 官公庁オークション)による。

物件番号	物件名(財産名称)	初年度登録	排気量(ℓ)	予定価格(円)	入札保証金(円)
車-1	救急自動車	平成13年9月	3.37	200,000	20,000

(物品3件)

物件番号	物件名(財産名称)	予定価格(円)	入札保証金(円)
物-1	CDアルバムセット①	1,000	100
物-2	CDアルバムセット②	1,000	100
物-3	CDアルバムセット③	1,000	100

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

2 入札の方式

ヤフー株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「ヤフー・オークション」という。）を利用した一般競争入札を行う。

(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

なお、入札参加手続等についてはヤフー・オークションの奈良市公有財産売却ページ（以下「ヤフー・オークション奈良市ページ」という。）において公開する。

(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/k_nar_nara_city)

3 入札に必要な各種様式及び売却物件に関する資料の配布

入札に必要な各種様式は、奈良市ホームページから入手できる。

(<http://www.city.nara.nara.jp/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1281005973156&SiteID=000000000>)

また、売却物件の概要、写真等は、ヤフー・オークション奈良市ページにおいて公開する。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

(2) 奈良市が定める奈良市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）及びヤフー株式会社が定めるヤフー・オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾し、遵守することができること。

(3) 市有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していること。

(4) 暴力的行為を行う組織に属していないこと。

(5) 日本語を完全に理解できること。

(6) あらかじめ入札参加申込の手続を完了していること。

5 入札参加申込及び入札保証金の納付

以下の(1)及び(2)の手続を完了しない者は、入札に参加できない。

(1) 仮申込み

あらかじめ取得しているYahoo! JAPAN IDを使用してヤフー・オークション上で平成24年1月13日（金）午後1時から平成24年2月2日（木）午後2時までに手続をすること。

(2) 本申込み

① 方法 仮申込手続を完了した後、所定の申込書により奈良市会計課に一般競争入札への参加を申し込むこと。

② 期間 平成24年1月13日（金）から平成24年2月2日（木）まで
(普通郵便で平成24年2月2日（木）の消印有効とする。)

(3) 入札保証金の納付

① 入札に参加する者は、物件ごとに定められた入札保証金を納付する。入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の100分の10以上の金額とする。

② 入札保証金は、奈良市が指定した納付方法により納付しなければならない。なお、入札保証金納入に要する経費（振込手数料等）は、入札に参加しようとする者の負担とする。

③ 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後全額返還する。

6 下見会の開催

(1) 下見会を行う日時及び場所

物件番号	日時	場所
車-1	平成24年1月23日（月）から1月27日（金）まで 午後1時～午後3時 （予 約 制）	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所

7 入札期間及び方法

(1) 入札期間 平成24年2月16日（木）午後1時から平成24年2月23日（木）午後1時まで

(2) 入札方法

① 上記5の(1)から(3)までの全ての手続を完了した者は、Yahoo! JAPAN IDで入札（入札金額をヤフー・オークション上に入力）すること。

② 入札（入札金額の入力）は1回のみとし、入札する者の都合による取消しや変更はできない。

③ 郵便等による入札書の提出は認めない。

8 開札及び落札者の決定

(1) 平成24年2月23日（木）午後1時以後にヤフー・オークション上で開札を行う。

(2) 物件ごとに予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高価格である入札金額を売却決定金額とし、その入札金額で入札した者を落札者とする。

(3) 最高価格で入札した者が複数いる場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

(4) 物件ごとに落札者のYahoo! JAPAN ID及び売却決定金額をヤフー・オークション上に公開する。

以下省略

(平成24年1月10日揭示済)

奈良市告示第20号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年1月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	「奈良市観光マップ」広告掲載業務
業務内容	首都圏をはじめとする各地域での観光キャンペーン、東京日本橋の奈良まほろば館、市内の観光施設や観光案内所、各種観光物産展などで配布され、また、全国の旅行代理店やこれから奈良市を訪れるという市外の方々に送付し活用されている観光マップの裏表紙に、観光関連企業の企業広告を掲載し、得られた広告料を市の歳入に充てるための広告掲載業務を行う。
委託期間	契約日から平成24年3月30日まで
業務場所	奈良市内
契約形式	委託契約

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
- (1) 平成23年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ「広告・イベント業務」について登録が認められている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人ではないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
 - (5) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
 - (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
 - (7) 官公庁、民間企業を問わず、過去5年以内に本業務と同種の事業実績があること。
- 3 実施要項等を示す日時及び場所
- (1) 日時
平成24年1月12日(木)午前9時から1月18日(水)午後5時まで
 - (2) 場所
奈良市ホームページからのダウンロード
※奈良市ホームページ：
<http://www.city.nara.nara.jp/>
- 4 入札参加申請受付の日時及び申請方法
- (1) 日時
平成24年1月12日(木)から平成24年1月18日(水)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 提出方法
直接持参
 - (3) 提出場所
奈良市観光経済部観光戦略課(担当：誘客促進係)

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟 2階

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時
平成24年1月20日(金)午後1時30分から
- (2) 開札の日時
入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所
奈良市役所西棟1階 入札室

以下省略
(平成24年1月12日揭示済)

奈良市告示第21号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年1月12日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	「奈良市観光パンフレット」広告掲載業務
業務内容	首都圏をはじめとする各地域での観光キャンペーン、東京日本橋の奈良まほろば館、市内の観光施設や観光案内所、各種観光物産展などで配布され、また、全国の旅行代理店やこれから奈良市を訪れるという市外の方々に送付し活用されている観光パンフレットの目次ページ及び各エリア紹介ページに、観光関連企業の企業広告を掲載し、得られた広告料を市の歳入に充てるための広告掲載業務を行う。
委託期間	契約日から平成24年3月30日まで
業務場所	奈良市内
契約形式	委託契約

- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。
- (1) 平成23年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ「広告・イベント業務」について登録が認められている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人ではないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- (5) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 官公庁、民間企業を問わず、過去5年以内に本業務と同種の事業実績があること。

3 実施要項等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成24年1月12日(木)午前9時から1月18日(水)午後5時まで
- (2) 場所
奈良市ホームページからのダウンロード
※奈良市ホームページ：
<http://www.city.nara.nara.jp/>

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

- (1) 日時
平成24年1月12日(木)から平成24年1月18日(水)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法
直接持参
- (3) 提出場所
奈良市観光経済部観光戦略課(担当：誘客促進係)
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟2階

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時
平成24年1月20日(金)午後2時から
- (2) 開札の日時
入札締切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所
奈良市役所西棟1階 入札室

以下省略

(平成24年1月12日揭示済)

奈良市告示第22号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成24年1月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成24年1月26日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年10月2日、同月4日、同月6日、同月11日、同月13日、同月17日から同月18日まで、同月20日、同月22日、同月25日及び同月27日

(平成24年1月12日揭示済)

奈良市告示第23号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年1月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成24年1月12日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年1月12日揭示済)

奈良市告示第24号

平成23年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成24年1月13日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成24年1月13日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第1号

平成24年1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成24年1月4日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

- 1 日時

平成24年1月10日(火)

午前10時から

2 場所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成23年度12月補正予算について
- (2) 奈良市立柳生公民館の臨時休館について
- (3) 奈良市立幼稚園主任候補者、園長候補者試験の実施について
- (4) 平成23年度奈良市特別支援教育連携協議会委員の委嘱及び任命について

その他

- (1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 12月～1月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第、締切させていただきます。

(平成24年1月4日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会平成24年1月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成24年1月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 吉村元志

1 日時

平成24年1月13日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (7) 知事許可について(12月許可分)
- (8) 非農地証明について(12月分)

(平成24年1月6日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。